

# 一般社団法人 北海道酪農畜産協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道酪農畜産協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、北海道における酪農畜産の振興及び畜産経営の安定的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 酪農畜産に関する経営及び技術の改善指導
- (2) 酪農畜産の生産基盤の充実強化に関する事業
- (3) 酪農畜産に関する調査、研究並びに情報の提供
- (4) 家畜の登録及び改良増殖に関する事業
- (5) 畜産の理解・醸成及び畜産物の消費・流通の促進に関する事業
- (6) 酪農畜産関係の施設・機械の借受け及び貸付け
- (7) 畜産業を営む者等が組織する集団の活動支援
- (8) 肉用牛経営の安定のための肥育牛に関する生産者積立金の積立て及び肥育牛補てん金の交付に関する事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同して入会した団体とする。

2 前項の会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が解散したとき。
- (2) 2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員報酬等の額及び報酬を受ける役員
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的及び召集理由を記載した書面を提出して、総会の招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたときもしくは会長に事故あるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

( 議決権 )

第17条 会員は各 1 個の議決権を有する。

( 決議 )

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議する場合は、候補者ごとに第1項の決議を行う。役員候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

( 代理人、書面等による議決権の行使 )

第19条 会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は代理人をもって議決権を行使することができる。

( 議事録 )

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び議長に指名された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第5章 役員

( 役員を設置 )

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

( 役員を選任 )

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の役員又は使用人の中から選任する。ただし、役員は3分の1以内に限り、会員以外の学識経験者から選任することができる。

- 2 理事は、理事会の決議により、会長、副会長、専務理事を選任する。
- 3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下でなければならない。監事についても同様とする。

( 理事の職務及び権限 )

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、専務理事は理事会の定めるところにより協会の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議において解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員には、報酬を支給することができる。

2 報酬の総額及びこれを受ける役員については、総会の決議により定める。

3 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときもしくは会長に事故あるときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思

表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

( 議事録 )

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び出席した監事が記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

( 事業年度 )

第33条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

( 事業計画及び収支予算 )

第34条 協会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

( 事業報告及び決算 )

第35条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

2 会長は、前項第1号、第3号に規定する書類を総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、次の書類は主たる事務所に常に備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 会員名簿

( 剰余金の分配 )

第36条 協会は剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

( 解散 )

第38条 協会は、総会の決議及びその他法令で定められた事由により解散する。

( 残余財産の処分 )

第39条 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 補 則

(公告の方法)

第40条 協会の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(法令の準拠)

第41条 この定款に規定のない事項は、法人法及びその他の法令に従う。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下整備法という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の会長は、飛田稔章とする。